

しちのへ

農業委員会

だより

通 巻 45号 (令和7年12月)

発 行 七戸町農業委員会事務局

所 在 七戸町字森ノ上131-4

電 話 68-2967

## 【令和7年度上十三地区農業委員会大会】

令和7年8月25日、横浜町【横浜町ふれあいセンター】において【令和7年度上十三地区農業委員会大会】が開催され、当町からは農業委員12名、農地利用最適化推進委員3名、合わせて15名が出席しました。

大会では、当町の間俊一会長が永年勤続表彰者への表彰状贈呈を行い議事の議案第2号を読み上げました。

また、農業委員会憲章唱和では、当町の中野渡勝則委員が憲章の前書きを読み上げました。

議事では、「地域計画の実行に向けた支援に関する要望」、「担い手の営農継続に関する要望」、「免税経路制度の恒久化に関する要望」の3つの要望事項が決議されました。



## 令和7年度農地パトロール



8月4日から10月28日まで、農業委員と農地利用最適化推進委員の7班体制で、耕作放棄地や遊休農地の農地パトロールを実施しました。今後は、耕作放棄地と判断された農地の所有者へ耕作の意思があるかどうかの通知文書を発送します。

管理されていない農地は、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがありますので適正な管理をお願いします。

裏面へ続く

# 農地(田・畑)を…

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

## ①違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)

## ②違反転用における現状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)

資材置き場にしたら→

青空駐車場にしたら→

産廃の捨て場にしたら→

建設残土の捨て場にしたら→

農業用施設を建てたら→

# 違反転用です！



所有する農地に農業用施設を設置する場合、設置敷地部分の面積が200㎡(2アール)未満であれば、農地法施行規則第29条第1号により、農地転用規制の特例規定により農地転用許可は受けなくてもよいことになっていますので、どのような計画かをお知らせください。

200㎡未満の農業用施設等であると判断できた場合は、県の許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となりますので、下記の手続きを行ってください。

- 1.「農地の転用(農業用施設等)届出書」等必要書類一式を農業委員会へ提出
- 2.農業委員会から「受理通知書」を10開庁日以内に交付(送付)。
- 3.着工して、予定期間内(変更含む)に完成し、農業委員会へ報告。

## 全国農業新聞を読もう！

◆発行日/毎週金曜日

◆購読料/新聞本紙=月額700円(税込) ※新聞本紙はもちろん電子新聞も閲覧可能  
電子新聞=月額500円(税込) ※電子新聞のみの閲覧

見本紙のご用命、購読のお申し込み、ご相談は、お近くの市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業新聞ホームページからのお問い合わせやメール等でも受け付けています。

電子新聞のお申し込みは、全国農業新聞ホームページで受け付けています。

メールアドレス ●gyoumu@nca.or.jp



ホームページアドレス ●

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

QRコードはこちら

新 聞本紙を購読されている方は、電子版も無料で見ることが出来ます！毎号第1面の右下に載るパスワードを専用サイトで入力すればスマートフォンやパソコンから閲覧できる仕組みです。詳しくはホームページへ！



経営とくらしを応援!!

# 全国農業新聞

週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円  
(消費税込)

## - 全国農業新聞 -

～ ご愛読者の皆様へ、新聞購読料改定のお知らせ ～

令和8年4月1日より、下記の購読料に改定されます

- 新聞購読料 (税込):月額900円 (現行:月額700円)
- 電子版購読料(税込):月額700円 (現行:月額500円)